

お知らせ
info

自賠責保険の加入はお済みですか？

問 町民生活課 課税管理係 内線 2121

原動機付自転車を含むすべての自動車は、自賠責保険（自動車損害賠償責任保険）の加入が義務付けられており、たとえ事故を起こさなくても自賠責保険に未加入で公道を運行した場合は、1年以上の懲役または50万円以下の罰金、自賠責保険の証明書を所持していなかっただけでも30万円以下の罰金が科せられます。

また、自賠責保険の有効期限切れ等によって無保険車両にならないためにも、万が一に備えて早期の確認を行うようにしてください。

【自賠責保険加入窓口】

- ・ 保険会社の本店・支店
- ・ 車やバイクの販売店 など



※一部の保険会社では、インターネットやコンビニでも手続きが可能です。

※原動機付自転車・軽二輪自動車（250cc以下）については、郵便局（簡易郵便局を除く）でも手続きが行えます。郵便局でお手続きの際は、事前に電話連絡を行うことを推奨します。

お知らせ
info

受診時特別料金の変更について

問 市立宇和島病院 医事課医事係 ☎ 25-1111 内線 32014

市立宇和島病院は、令和2年4月1日より地域医療支援病院として認可を受けており、厚生労働省の定める初診時特別料金及び再診時特別料金を徴収する責務があります。これに伴い、当院でも特別料金を徴収しておりましたが、令和4年度診療報酬改定により、特別料金の下限金額が変更となりましたので、当院の初診時特別料金、再診時特別料金を併せて変更いたします。ご理解いただきますようお願いいたします。

1. 料金変更日

令和4年10月1日

2. 受診時特別料金

（1）初診時特別料金

①徴収対象

他の医療機関等からの紹介状をお持ちでない初診患者

②金額

医科：5,500円 → 7,700円（税込） 歯科：3,300円 → 5,500円（税込）

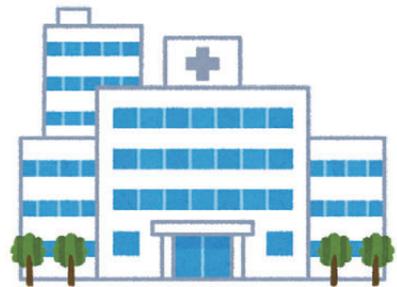
（2）再診時特別料金

①徴収対象

当院から他の医療機関へ紹介を行う旨の申出を行ったにもかかわらず、受診した再診患者

②金額

医科：2,750円 → 3,300円（税込） 歯科：1,650円 → 2,090円（税込）



3. 徴収しない患者

（1）初診時特別料金及び再診時特別料金

①緊急やむを得ないと当院が判断した患者

②国の公費負担医療制度の受給対象者

③特定の障害、特定の疾病等に着目した地方単独の公費負担医療の受給対象者

④その他直接受診する必要性を当院が認めた患者